

あしぎん Web 法人口座開設による普通預金開設にかかる特約書

1. あしぎん Web 法人口座開設について

- (1) あしぎん Web 法人口座開設（以下本サービス）は、スマートフォン及びマイナンバーカードを用いた本人確認により、法人普通預金口座の開設を Web 上でお申込みいただけるサービスです。
- (2) 本サービスにてお申込みできるのは株式会社足利銀行（以下当行）所定の条件を満たした日本法人の普通預金口座に限ります。なお、決済性普通預金口座はお申込みできません。
- (3) 本特約書で定めがない場合、足利銀行普通預金規定および足利銀行キャッシュカード規定、足利銀行キャッシュカード（法人）規定、足利銀行 IC キャッシュカード規定、足利銀行法人インターネットバンキング規定、その他関連規定によるものとします。
- (4) 本サービスを利用し口座開設を申込みされた場合、本特約書の内容に同意したものとみなします。
- (5) 口座開設にあたっては審査があり、審査の結果、承認となった場合には、簡易書留郵便にて通帳・キャッシュカードを送付します。なお、不承認となった場合でもお申込みデータ・書類等は削除・返却しないものとします。

2. 用語の定義

本特約書では、以下のように用語を定義します。

- (1) サービス利用者
本サービスを用いて普通預金口座作成を行う法人
- (2) 申込者
本サービスを用いて普通預金口座作成の申請を行う法人代表者または代理人
- (3) システム提供者
株式会社足利銀行および株式会社 NTT データ
- (4) 本サービス用設備等
本サービスを提供するにあたり、システム提供者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びにシステム提供者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

3. あしぎん Web 法人口座開設サービス利用について

- (1) ログイン ID およびパスワードについて
 - ア. サービス利用者は本サービスの利用に際し、申込者のインターネットメールアドレスを使用のうえ、ログイン ID およびパスワードを取得するものとします。
 - イ. ログイン ID、パスワードは第三者に利用、譲渡、売買、貸与、共有、その他形態を問わず処分してはならず、自己のログイン ID およびこれに対応するパスワードの使用ならびに管理についてサービス利用者が一切の責任を負うものとします。
 - ウ. システム提供者は、ログイン ID、パスワードが第三者に使用されたことによってサービス利用者が被る損害については、サービス利用者の過失の有無を問わず、一切責任を負いません。
 - エ. ログイン ID およびパスワードは当行所定の有効期限があり、有効期限が経過した場合、申込中のデータは削除され、再度ログイン ID およびパスワードの発行が必要となります。

- (2) サービス利用者は次の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - ア. 本サービスについて、システム提供者に起因しない不具合が生じる場合があること
 - イ. システム提供者に起因しない本サービスの不具合については、システム提供者は一切その責を免れること
- (3) 本サービスにかかるデータの内容及び変更等に関する問い合わせについて、株式会社 NTT データからサービス利用者への提供はなされないものとします。
- (4) 本サービスにかかる利用料金はありません。ただし、通信費は別途サービス利用者の負担となります。
- (5) 本サービスの利用環境については別途当行ホームページに掲載します。

4. 一時的な中断および提供停止

- (1) 当行は、次の場合には、サービス利用者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - ア. 本サービス用設備等の故障等により保守を行う場合
 - イ. 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - ウ. 16. 責任の範囲および損害賠償の制限 第3項に定める不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - エ. 16. 責任の範囲および損害賠償の制限 第4項に定める事由により本サービスを提供できない場合
- (2) 当行は、前項に定める他、本サービス用設備等の定期点検を行うため、当行ホームページへの掲載等によりサービス利用者事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- (3) 当行は、サービス利用者が17. サービスの提供停止 各号のいずれかに該当する場合その他本特約書等に違反した場合には、当該サービス利用者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- (4) 当行は、前項に定める事由により本サービスを提供できなかったことによりサービス利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

5. 口座開設可能店について

本サービスにて開設できる普通預金口座は、当行所定の店舗に限ります。

6. 口座開設の取消について

- (1) 口座開設申込後は、サービス利用者によるお申込みの取消はできません。審査の後、口座開設となった場合は、窓口において解約の手続きを行うものとします。
- (2) 以下の場合には当行の判断により、口座申込を取消または口座を解約することができるものとします。
 - ア. 通帳またはキャッシュカードを受け取らない場合
 - イ. 口座開設後、1ヵ月以内に入金がない場合
 - ウ. 申込内容に不正があったと判明した場合
 - エ. 普通預金規定または本特約書に違反した場合、または違反する恐れがあると当行が判断した場合

7. 法人インターネットバンキングについて

本サービスの申込につき、次のとおりに法人インターネットバンキング（以下法人 IB）を申込むものと

します。

- (1) 法人 IB の申込コースは「フリー型」とし、「照会取引」のみをご利用いただけます。
- (2) 他の申込コース型や、振込・税金払込等のご利用をご希望の場合、口座開設完了後、別途店頭でのお申込みが必要です。
- (3) 法人 IB における代表口座は、本サービスでの開設口座とします。
- (4) 本サービスを利用する法人 IB のお申込みについては、届出印の捺印は省略できるものとします。

8. ソフトウェアの取扱等

サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、次のとおりに取り扱うものとします。

- (1) 本サービスを利用するため以外の目的に使用しないこと
- (2) システム提供者の事前承諾なく、システム提供者から提供されるソフトウェア（以下本ソフトウェア）の全部又は一部をインストール、複製、翻案、翻訳、改変その他これらに類する行為を行わないこと
- (3) システム提供者の事前承諾なく、本ソフトウェアを第三者に譲渡、使用許諾、販売、貸与、公衆送信等しないこと
- (4) 本ソフトウェアの全部又は一部について、リバースエンジニアリングによる解析を行わないこと
- (5) 本ソフトウェアに表示した著作権及び商標権表示を削除しないこと
- (6) その他、当行が別途提示する使用条件に従い使用すること

9. 禁止事項

サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為、及びこれに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- (2) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (3) 第三者若しくはサービス提供者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (4) 法令又は反社会的勢力への関与等の公序良俗に反する行為
- (5) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
- (6) 第三者に本サービスを利用させる行為
- (7) 第三者若しくはシステム提供者の信用を傷つけ、又は損害を与える行為
- (8) 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
- (9) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為
- (10) 本サービスについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
- (11) その他システム提供者が不適切と判断した行為

10. サービス等の変更

- (1) 当行は、サービス利用者の承諾を得ることなく、本サービス内容の全部又は一部を変更することができるとします。ただし、当行は、当該変更によって変更前の本サービスのすべての機能、品質及び性

能等が維持されることを保証するものではなく、またサービス利用者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- (2) 当行は、サービス利用者の承諾を得ることなく、当行が定める方法により、いつでも本特約書を変更することができるものとします。この場合、変更後の本特約書は、当行が、当行ホームページ等に掲示した時点から効力を有するものとし、サービス利用者は本特約書の変更後も本サービスを利用することにより、変更後の本特約書に同意したものとみなします。

11. 権利義務の譲渡等

システム提供者は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、本サービス上の地位、権利及び義務の全部若しくは一部を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、サービス利用者は係る譲渡についてあらかじめ同意したものとします。

12. 著作権等

本サービスにおいてシステム提供者が提供するホームページ等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権は、第三者が従前保有していたものを除き、システム提供者に帰属するものとし、サービス利用者は複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾します。

また、サービス利用者は、本サービスに関するその他の知的財産権及びノウハウ等を取得するものではないことを承諾します。

13. データ等の保護

サービス利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、サービス利用者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、本サービスに基づき当行がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、システム提供者は係るデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

14. 個人情報保護

- (1) システム提供者は、サービス利用者の個人情報を、システム提供者が定める「個人情報保護方針」に基づき機密として保持するものとし、本サービスの提供に従事する者に使用させる場合を除き、個人情報を開示しないものとします。なお、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第2条第1項で定める個人情報をいい、法第2条第3項で定める要配慮個人情報が含まれる場合があります。サービス利用者は、相手方に対し提供する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するものとします。
- (2) 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、サービス利用者からの個別の同意を得ることなく、システム提供者は個人情報を開示することができるものとします。
- ア．システム提供者が、本サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
- イ．裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合

- (3) システム提供者は、前項に基づき個人情報を開示する場合、開示する個人情報を開示する目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、前項第2号の場合を除き、開示する相手方に対し本規約により当行が負うのと同等の機密保持義務を課すものとします。
- (4) システム提供者は、別途サービス利用者より委託を受けている場合又は法令により必要とされる場合を除き、本サービスに含まれるサービス利用者等の個人情報の取扱いを行わず、当該個人情報に関し適切なアクセス制御を行うものとします。
- (5) 本サービスにおいて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」第2条第8項で定める特定個人情報は取り扱わないものとし、サービス利用者がこれらを本サービス利用に伴い保存、提供した場合でも、システム提供者は一切責任を負わないものとします。

15. 不正アクセス発生時の対応

システム提供者は、本サービスにおいて不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項で規定する不正アクセス行為を言う。以下、同じ。）が発生し、不正アクセスによる被害拡大防止という公益的見地から必要と当行が認める場合、サービス利用者から当行に開示された機密情報（個人情報を含む。）及び当該不正アクセスによる被害に関する情報を第三者へ開示することができるものとします。サービス利用者はこれにあらかじめ同意するものとします。

16. 責任の範囲および損害賠償の制限

- (1) システム提供者は、本サービスの正確性、適法性、有効性、特定目的への適合性、権利の非侵害性、安全性及び信頼性を保証するものではなく、サービス利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとします。
- (2) システム提供者は、サービス利用者と第三者との間で本サービスに起因する紛争が生じた場合、紛争の発生原因を問わず一切の責任を負わないものとします。
- (3) システム提供者は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、本サービスの履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由（以下総称して不可抗力）による本サービス等の履行遅滞又は履行不能について、サービス利用者に対し責任を負わないものとします。なお、本項における不可抗力による本サービス等の履行遅滞又は履行不能には、システム提供者の不可抗力に起因する合理的な指示に基づく自宅待機措置等による本サービス等の履行遅滞又は履行不能を含むものとします。
- (4) システム提供者は、次の事由による本サービス等の履行遅滞又は履行不能について、サービス利用者に対し本サービス上の責任を負わないものとします。
 - ア. 合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの
 - イ. システム提供者の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
 - ウ. 本サービス等の履行の際に当行のシステムに接続されるサービス利用者等のシステム、サービス又は

ネットワークの不具合に起因するもの

エ. システム提供者が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの

オ. 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの

カ. 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

- (5) サービス利用者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又はサービス利用者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、サービス利用者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。
- (6) 当行は、故意又は重大な過失がある場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当行がサービス利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当行の責に帰すべき事由により又は当行が本特約書等に違反したことが直接の原因でサービス利用者に現実に発生した通常の損害に限定されるものとします。なお、当行の責に帰することができない事由から生じた損害、当行の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当行は賠償責任を負わないものとします。
- (7) サービス利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して損害賠償請求等の請求を含め、株式会社 NTT データに対して一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、株式会社 NTT データに対して一切の責任追及を行わないこととします。

17. サービスの提供停止

当行は、サービス利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、サービス利用者何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を停止もしくは一時停止することができるものとします。

- (1) 当行への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
- (2) サービス利用者が本特約書に違反し、当行から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しない場合
- (3) 9. 禁止事項に違反した場合
- (4) 11. 権利義務の譲渡等に違反した場合
- (5) 19. 反社会的勢力との関係排除 第1項又は第2項に違反した場合
- (6) 本サービス等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合

18. 本サービスの廃止

当行は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ本サービスの廃止日をサービス利用者に通知の上、本サービスの全部又は一部を廃止するものとします。当行は、本サービスの廃止によってサービス利用者が生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- (1) 本サービス廃止日の30日前までにサービス利用者に通知した場合
- (2) 不可抗力により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
- (3) 第三者サービス・ソフトウェア等の廃止、提供中止等により本サービスの全部又は一部の提供が不可能

となった場合

19. 反社会的勢力との関係排除

- (1) サービス利用者及び当行は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

オ. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2) サービス利用者及び当行は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

- (3) 17. サービスの提供停止 各号で定める事由に該当したことにより、サービスの提供を全部又は一部解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。なお、当該賠償責任については、16. 責任の範囲および損害賠償の制限を準用するものとします。

20. 存続条項

サービス利用の終了後においても、本特約書における以下の項については有効に存続するものとします。

11. 権利義務の譲渡等

12. 著作権等

14. 個人情報保護

16. 責任の範囲および損害賠償の制限

17. サービスの提供停止

20. 存続条項

21. 準拠法

22. 管轄裁判所

23. 分離可能性

21. 準拠法

本特約書は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

22. 管轄裁判所

本サービス等に関する一切の紛争は、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

23. 分離可能性

本特約書のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、本特約書全体の有効性には影響がないものとし、係る無効と判断された条項その一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

2025 年 4 月 21 日制定